

第 2 9 回 農 地 部 会
議 事 録

期 日

平成 2 8 年 1 2 月 9 日 開 会

平成 2 8 年 1 2 月 9 日 閉 会

米 沢 市 農 業 委 員 会

平成28年12月9日(金)午後3時00分 米沢市農業委員会第29回農地部会を米沢市役所3階庁議室に招集した。

出席委員(18名)

1番 吉田健二 委員	8番 高橋信夫 委員	15番 伊藤精司 委員
2番 大橋久芳 委員	9番 鈴木孝一 委員	16番 高橋秀治 委員
3番 佐藤健一 委員	10番 佐久間英之 委員	17番 大野澤進 委員
4番 高橋祐弘 委員	11番 上村貞義 委員	18番 石川正義 委員
5番 二宮啓一 委員	12番 中村圭介 委員	
6番 長谷部秀昭 委員	13番 菅野英一郎 委員	
7番 中根友裕 委員	14番 安部輝雄 委員	

欠席通告委員(なし)

遅刻通告委員(なし)

部会委員以外の出席委員(なし)

部会委員以外の出席者(1名)

農林課 齋藤裕太

会議に出席した事務局職員(6名)

事務局 長	町田 和利
事務局長補佐兼農政振興主査	岩倉 司
農地 主査	戸田 美恵子
主査	水谷 春栄
主査	佐藤 秀洋
主事	渡部 史紀

会議に付議した事項

- | | |
|------|--------------------------------|
| 報第1号 | 非農地証明の報告について |
| 報第2号 | 農地パトロール結果報告について |
| 議第1号 | 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について |
| 議第2号 | 農地法第3条第1項の規定による許可について |
| 議第3号 | 事業計画変更申請について |
| 議第4号 | 農地法第5条第1項の規定による申請に対する許可申請について |
| 議第5号 | 農用地利用集積計画について |
| 議第6号 | 土地改良事業参加資格交替の承認について |
| 議第7号 | 相続税納税猶予に関する農業経営証明について |
| 議第8号 | 米沢農業振興地域整備計画の変更について |
| 議第9号 | 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）について |

開 会 午後3時00分

議 長 では、師走というようなことで、大変お忙しい中、私も時間を見落としてしまって、申しわけありませんでした。きょうは、この後先が詰まっております。スムーズに部会を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまより第29回農地部会を開会いたします。

初めに、「農業委員憲章」の唱和をお願いいたします。発声は10番佐久間英之委員にお願いします。

(唱和)

本日の出席委員は18名中18名であり、去る12月7日に通知しました第29回農地部会は成立いたしました。

今回の議事録署名委員には、10番佐久間英之委員、11番上村貞義委員を指名いたします。

早速議事に入りますが、その前に議案の訂正や議事運営について事務局からありませんか。

戸田農地主査 (挙手)

議 長 戸田主査。

戸田農地主査 議案の訂正などはありませんので、よろしくお願いいたします。

議 長 それでは、報第1号 非農地証明の報告について、を議題といたします。議案の内容について、事務局より説明をお願いします。

渡部主事 (挙手)

議 長 渡部主事。

渡部主事 報第1号 非農地証明の報告について。下記の土地について、農地及び採草放牧地のいずれでもないことを証明しましたので報告します。

受理番号41号から45号までの計5件。田1筆 162㎡、畑6筆 1,366㎡、合計7筆 1,528㎡です。

受理番号41号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。田から宅地への転用です。転用年月日は平成2年です。申請理由は、平成2年から格納庫建設用地として使用しているためです。

受理番号42号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。畑から宅地への転用です。転用年月日は昭和52年12月3日、昭和53年7月15日です。申請理由は、昭和52年12月3日付指令農構第7964号で転用許可を得ているため(4517-4について)。昭和53年7月15日より住宅地として使用して

いるため（4548-4について）です。

受理番号43号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。畑から宅地への転用です。転用年月日は平成6年10月10日です。申請理由は、平成6年10月10日に住宅を増築し、以来宅地として利用しているためです。

受理番号44号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。畑から宅地への転用です。転用年月日は昭和40年ごろです。申請理由は、昭和40年ごろより通路及び宅地として利用し、農地としては利用していないためです。

受理番号45号 申請人 ○○○○、△△△△、○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。畑から宅地への転用です。転用年月日は平成8年より前です。申請理由は、平成8年に相続により取得して以来、住宅が建っているためです。

以上、よろしくお願ひします。

議 長
全 委 員
議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問ありませんか。

なし。

ないので、報告事案でもありますので、以上で報第1号 非農地証明の報告について、を終わります。

次に、報第2号 農地パトロール結果報告について、を議題といたします。議案の内容について、事務局より説明をお願いします。

佐藤主査
議 長
佐藤主査

(挙手)

佐藤主査。

報第2号 農地パトロール結果報告について。さきに行われました農地パトロールの結果についてご報告いたします。

3ページをごらんください。

集積・3条の結果報告でございます。こちらのほうには、農地パトロールの結果、問題ありとなったものを載せてございます。

集積については、問題はありませんでした。

3条の結果につきまして、作付なしが3件、一部作付が2件という結果でございます。作付なしのうち、1件につきましては非農地証明願が出ておりましたが、こちらのほうは買受適格証明を受けた後の買受農地ということでありまして、非農地証明は不可能であるというふうな回答をしておるところです。

続きまして、4ページをごらんください。

農地の転用、4条・5条につきましてのパトロールの結果でございます。こちらにも問題のあるものを載せてございます。

4条につきましては1件、5条につきましては16件、計17件でございます。うち、工事未着手が4件、事業が完了しているものの完了報告が未提出のもの、それと完了してはいますが申請内容と異なっているものがございます。それと、基礎工事中というものが1件ございます。

続きまして、5ページをお開きください。

こちらにつきましては、遊休農地のパトロールの結果になってございます。この内容につきましては、7月・8月に農地パトロールを行っていただいた結果、判定1及び判定2と判定されたものにつきまして、その農地の利用意向調査を行った件数を載せてございます。合計で95名、309筆で193,759.21㎡、その内訳としまして判定1が77筆、59,224.00㎡、判定2が232筆、134,535.21㎡となっております。

なお、さきに皆様のところにお配りしております名簿が利用意向調査の対象者リストでございます。

以上、よろしく願いいたします。

議 長
1 8 番
議 長
1 8 番

ただいまの説明について、意見並びに質問ありませんか。

(石川正義委員 挙手)

石川委員。

18番石川です。

まずは3ページから。No.1から5まであるわけなんです、4番に関しては私の隣接のところもでございます。1番も同じ人なんです、農業を本当にやっている人かなというの疑われます。そういった意味合いでのパトロールの結果が、4番はこのような一部作付でしたが、まだ荒れていると。1番はどうかと思いますが、やはりこういうような状態ではないかというように私は思いますが、こういった実際に作付をしていないものに対しては、法の改正後、会長名あるいは毅然とした態度で臨むということがうたわれておりますが、今後このような人への対応をどのようにするか、お願いしたいと思っております。

岩倉補佐
議 長
岩倉補佐

(挙手)

岩倉補佐。

今の件に関してですが、特にこの3条に関してはきちんと作付が行われているかどうかの確認をパトロールでしていただいております。その結果を踏まえまして、まずは担当の農業委員の方が、所有者もしくは耕作者に事情を聞いていただくと。例えば水はけが悪くて作付ができなかったとか、あと自然災害により作物が全滅したとか、そういう部分でまずは状況を把握していただくと。その結果を踏まえ、自己都合により何もしなかったという場合については事務局のほうに報告をしていただき、それに基づいて文書等での指

導・勧告を行っていくというふうな流れになっております。現場を見ただけではその方の事情等がわかりませんので、まず事情を聞いていただくと。口頭指導で、例えば来年から作付はしますと、ことしこういう理由でできなかったので来年はしますと、その旨に関しては口頭指導で十分かと思われま。それにも従わなければ、先ほど言いましたように文書等による指導・勧告を行っていくというふうになります。以上です。

1 8 番
議 長

(石川正義委員 挙手)

石川委員。

1 8 番

今の件はわかりました。

では、4番の窪田に関しては昨年度からこういった意味合いでパトロールをしながら、そして状況がこうだということもわかっておりますので、早速この〇〇さんに関しては会長名、あるいは農業委員会、どのような形になるかわかりませんが、毅然とした態度を、4番に関してはとっていただきたいというふうに要望します。

岩倉補佐
議 長

(挙手)

岩倉補佐。

岩倉補佐

内容についてはわかりましたので、事務局のほうで対応させていただきます。以上です。

議 長

そのほか、ありませんか。

1 4 番

(安部輝雄委員 挙手)

議 長

安部委員。

1 4 番

14番安部です。

それと関連しまして、4条、5条についてはどういう方法でやるのかお伺いしたいと思います。

岩倉補佐
議 長

(挙手)

岩倉補佐。

岩倉補佐

4条、5条につきましては、事業完了、10件ほどございますが、こちらに関しては本年9月に完了報告を提出するよう文書で指導をしております。まだ出ていない分がこちらのほうに記載されておりますので、再度文書で催促を行いたいというふうに考えております。

あと、未着手が4件ございますが、こちらについてどのような理由で着手できないのか、事務局のほうでその旨、文書を差し上げ、回答を求めたいというふうに思っております。

例えば5条の5行目、矢来2丁目のアパートの件であります。平成24年に許可をして、まだ未着手であると。この期間については、うちのほうでは転用オーケーだという決定をしておりますが、期間についてなるべく早く

着手するようとか、その旨は直接指導はしておりません。ただ、申請時に相手側の希望として普通は許可が出たらすぐ着手して、いついつ完成する予定だという項目は載っておりますが、その辺については特に今までやってきておりませんので、こちらについては今回文書で理由等を出していただくよう求めたいというふうに思っております。

あと、下から6行目になりますが、まず担当委員のほうで理由等を確認していただきたいと考えております。アパートがなぜ事務所になっているのか、それともその後ちゃんとアパートにする気があるのかどうか、そちらのほうについて調べていただくことになるかと思っております。その内容によって、事務局でどのような対応をするか考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

議 長

よろしいですか。（「はい」の声あり）

では、そのほかありませんか。

1 8 番

（石川正義委員 挙手）

議 長

石川委員。

1 8 番

18番石川です。

続いて、5ページをお願いします。

まず1点は窪田の件なんですが、事前にパトロールの結果、3件載っていましたが、この2件は自分なりに転作ということでやっていたというふうに認識しており、対象人数は1人ではないかと思っておりますが、この件はどのようになっているか。

あと、総体的に95名の19町歩という遊休農地なわけですが、果たしてこの面積が、農業委員の皆さんに問いかけるわけなんですが、自己保全というものを鑑みた場合においては、今転作が当然なされているわけなんですが、自己保全イコールというようなことにもなるわけなんですが、余りにも開きがあるのではないかと。自己保全は米沢市全体では300町歩ぐらいございます。その中における遊休農地との整合性が余りにも差があり過ぎるというふうに私は思いますが、各委員の皆さんが各地区のパトロールを行った結果がこれだと思っておりますが、果たして本当にこの数字なものか。私は山間地のほうはわかりませんが、我々もソバ、あるいは大豆というような受委託作業を行っている関係上、米沢市内には出回っております。そういった形において、この農地を果たして遊休農地というふうに認めるべきなのかという不信感も抱きますが、他の地区の皆さんにお伺いしますが、本当にこの人数でよいのかどうか。ちなみに自己保全の面積を申し上げますが、三沢、田沢においては64町歩、万世22町歩、旧市56町歩、山上34町歩、まず主立ったところがこのように大幅な自己保全というのが転作物の細目書に加味さ

れているのが現状でございます。それと今回行った遊休農地との整合性が果たしてあるかないか、その辺、委員の方をお願いしたいと思います。

議 長 今の質問ですが、窪田の対象者、3人の内訳を説明していただきたいということで、2人に関しては転作……。〔裏にある〕の声あり〕裏。窪田、〇〇〇さん、△△さん、〇〇さんという内容で、この件に関してはよろしいですか。〔いいです〕の声あり〕ということで、この件に関してはいいのではないかとということです。

また、今言われた自己保全との整合性に関してなんですけれども、各地区の委員さんにお尋ねしたいということでした。5ページの地区ごとにお話をお伺いしたいと思います。

では、上郷地区。代表して。

4 番 (高橋祐弘委員 挙手)

議 長 高橋委員。

4 番 4番高橋です。

今、石川委員のご質問ということで、上郷地区の場合、2号遊休農地、14筆の6, 155㎡、あと1号遊休農地20筆の8, 030㎡ということになっております。自己保全ということで、結構件数がカウントになっている土地もございまして、この面積以上に、ここに載っていない畑というか、そういったところの面積が若干出ているかもしれません。畑の場合、山間地の畑が耕作されていない遊休農地が結構目立っている状況ではございますが、上郷地区の場合、平場の、ここは耕作してほしいというか、農業委員として見て、つくってほしいというところを重点的にパトロールを行ったということで、若干面積が少ない感じになっているところでございます。以上です。

議 長 では、南原、お願いいたします。代表して。

6 番 (長谷部秀昭委員 挙手)

議 長 長谷部委員。

6 番 南原は突出して人数があるわけですがけれども、これには自己保全管理は入っておりません。2号遊休農地、1号遊休農地と分けてあるわけですがけれども、耕作できそうだなというのが8筆、あと150筆はほとんどこれは再耕は無理だなという土地です。真面目に調査した結果、こういう結果が出ました。

議 長 では、田沢、三沢地区、お願いします。

7 番 (中根友裕委員 挙手)

議 長 中根委員。

7 番 7番中根です。

まず、田沢地区2名となっておりますけれども、これは元JA田沢支店の道路沿いの目立つところで、田沢地区で判定2のほうは道路、121号線で、柳の木の太いやつとかかなり出ているということで、これを重点的に見まして、あと奥のほうは里前の方が転作でいろいろ借りている方もいらっしやって、それは自己保全ということで、あと築沢のほうは古畑委員が、奥のほうまで出した結果結構出ているということで、このような結果になりました。以上です。

議 長
7 番
議 長
1 1 番
議 長
1 1 番

保全管理は入っていないと。
保全管理は入っておりません。

旧市を代表して。
(上村貞義委員 挙手)

上村委員。
11番上村です。

5ページの農地パトロールの結果、これは遊休農地のほうの調査結果ということだと思うんですが、この中には保全管理は入っていないはずですが、保全管理は抜いた形でこの調査をしましたので、5ページの方はそういうことであります。5人ということで、名簿もお手元にあると思うんですが、いずれの方も面談して、ちょっと話を聞いてみたり、作付を促したり、そういった解消をするようなことを話をするんですが、何せ高齢だったり、後継者がいなかったり、そういったこともかなり問題がありまして、なかなかうまくあいに進んでいかないというのが現状でありまして、なかなか改善には結びついていないというのが現状であります。

議 長
1 7 番
議 長
1 7 番

次に、万世地区。
(大野澤 進委員 挙手)

大野澤委員。
17番大野澤です。

万世は2人ということになってはいますが、堂森善光寺の南側に当たる並んでいる田んぼですけれども、1人の方は前は部落の人に貸していたということで、私も全然わからなくて、返されて、体も悪いということで、誰にも相談なく、木が生えてしまったということで、勝手に、環境に悪いということだと思っておりますけれども、重機を使って木を掘り出して、田んぼを部分的に掘って、根っこなり木の枝なりを埋めた状態で、ちょうど草刈り時期に私たち、その人の了解を得て刈っています。

もう一人の方は、馬とかウサギとかヤギを飼っているものですから、牧草ではないと思っておりますけれども、春先は牧草みたいな状況なんですけれども、何回も草を刈るわけでもないの、部分的に木が茂っているというような状

況で、保全管理には入っていません。地目は田んぼですけれども、ソバくらいはできるかなという現状です。

以上です。

議 長

山上はないので、私のほうからいいですか。

当地区においては自己保全管理は入っていないということで、数をつかむ上で大沢、大小屋等大きい場所があるものですから、その面積は入っていないということです。よろしいですか。

では、上長井。

5 番

(二宮啓一委員 挙手)

議 長

二宮委員。

5 番

5番二宮です。

今回は2人、場所は県道笹野下矢来線の間中に位置する傾斜地の畑であります。自己保全の田んぼは入っておりません。地域を眺めてみますと、田んぼでかなり荒れている土地もあるわけですが、今後自己保全管理をどう理解していくのか。自己保全管理といえ、いつでも田んぼに戻せる状態のことが保全管理だと私は解釈しております。確認のときに、どこまでを保全管理として認めるのか、それが今後の問題であり課題ではないかなと思っているところでございます。以上です。

議 長

次に、広幡、お願いいたします。

2 番

(大橋久芳委員 挙手)

議 長

大橋委員。

2 番

大橋です。

広幡の場合は、全てが保全管理、とも補償に入っていて、転作の、ほかの人がある程度面積をつくられるためにというような感じで、そういう捉え方で振興組合の中で進んでいるところもあります。そういうことで、保全管理という形をかりて、お互い、ほかでよい場所を田んぼにしてというような傾向があると思います。そして、実際保全管理のところに行きますと、機械が入ってもぬかるとか、非常に作業が困難な場所が多く、そういったところに手をつけずにそのままにしてしまっていて、かなり荒れているというような状況は確かにあります。以上です。

議 長

では、塩井地区。

1 6 番

(高橋秀治委員 挙手)

議 長

高橋委員。

1 6 番

16番高橋です。

塩井は4名上がっていますが、そのうち1名が昨日の農事相談の後にこちらの土地を利用したいということを利用して農協のほうに申し出ている人がいまし

て、今調整中です。残りは一部土が盛られていたり、草が生えているような感じで、保全管理にはなっていないと思われます。

議 長

六郷はゼロですね。

では、全地区の状況などをお伺いしたわけですが、大半が入っていないというような状況のようです。これに関して、よろしいですか、石川委員。

1 8 番

(石川正義委員 挙手)

議 長

石川委員。

1 8 番

委員の皆さん、ありがとうございました。

平成28年度の細目書では、約300町歩が自己保全ということになっておるそうです。それと遊休農地がイコールとはいきませんが、委員の皆さんのご発言のとおり、これにはまだ保全管理が入っていないということですので、その辺、今後30年よりは減反がなくなる云々ということがありますが、これはなくなるというよりも、やはり自分たちでやらなくてはならない、しかしその面積の動向というものに対してはこれは必ず出てくると思いますので、今後の課題ではないかというふうに私は思いますので、この辺を農業委員としてはしっかりとわきまえるべきではないかというふうに思います。ここはわかりました。

そこで、以前から話をしておりました農業委員、農協、あるいは農林課においての米沢市の農地の面積についてはかなりの開きがございました。3,800、4,000何がしというようなことでございますが、その後事務局としては、農林課あるいは農協、農業関係との面積の掌握というものに対しての何か話し合いがございましたら、この場でお願いしたいと思います。

岩倉補佐

(挙手)

議 長

岩倉補佐。

岩倉補佐

おっしゃるとおり、農林業センサスでは3,000ヘクタール台、国のほうで毎年やっている調査が4,650ヘクタール、農家台帳から面積を拾ったものが5,130ヘクタールほどというふうな、面積がばらばらになっております。農林課では、市内の農地面積全部を把握はしておりません。農林課が把握しているのは、農振のかかっている部分、黄色及びかかっていない白地の部分、そちらの面積については数字を持っているところであります。また、農協さんのほうとも調整はまだとっておりません。事務局のほうでもどの数字が正しいのか、どの数字をもって米沢の農地面積を出せばいいのか、ただいま検討をしているところであります。ただ、国のほうの4,650ヘクタール、こちらの数字がいろいろな形で使われている数字と現在なっております。例えば交付税の算定基準、そのほかいろいろなものを国のほうで勘案する際にこの数字が生きると。集積率、遊休農地率にはこの面積が使

われていると。うちのほうでもきちんとした数字を持ちたいんですが、なかなか今のところ整理田及び未整理田の各面積をきちんと把握する手だてがありませんので、今後検討をしていきたいというふうに考えております。以上です。

1 8 番 (石川正義委員 挙手)

議 長 石川委員。

1 8 番 今の説明でわかったわけなんです、やはり我々も米沢市の農地という場合において3,000から5,000のこのような開きがあるというのは、さまざまな面において大変ではないかというふうに思いますので、どのような形でどのような体制、対応でこの面積を掌握するかということをお急ぎにしないで、いつまでたっても5,000、4,000、3,000ということでは、今後の農業というものに対してもなかなか厳しいのではないかとこのように思いますので、その辺お急ぎにお願いしたいと思います。我々も早急に対応というものに対しては協力をしたいと思いますので、よろしくお急ぎにしたいと思います。以上です。

岩倉補佐 (挙手)

議 長 岩倉補佐。

岩倉補佐 おっしゃる部分は重々理解をしておるつもりでございますが、こちらの面積につきましては1筆ごとにはかる場合相当な経費を要しますし、土地改良になっている部分についてはある程度の面積で把握ができるのかなというふうには思っております。昨年度から市のほうで地積調査が始まりまして、それが約100年かかると。農地に関しては未整理田のみの調査になるということで、うちのほうでどこからどういうふうにつけていいか、また経費はどのように考えていったらいいのか、その辺なかなか難しい問題がありますので、早急にやりたいのはやまやまですが、時間をいただきたいというふうに考えております。以上です。

議 長 最終的な数字というのはなかなか求められないというのが現状だ、実情だということですか。

そのほか、皆さん方のほうから何かありませんか。

全 委 員 なし。

議 長 ないので、報告事案でもありますので、以上で報第2号 農地パトロール結果報告について、を終わります。

次に、議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明をお願いします。

水谷主査 (挙手)

議 長
水谷主査

水谷主査。

議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について。このことについて、農地の賃貸借の合意による解約が成立したと下記のとおり通知があったので、その確認を得るため委員会に付議いたします。

受理番号54号から62号までの計9件です。申請人及び土地の表示は記載のとおりです。筆数及び地積は、田28筆 42, 862㎡、畑1筆 509㎡、計29筆 43, 371㎡です。

受理番号54号 貸人 ○○○○ 相続人 △△△△、借人 ○○○○、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。解約事由は別人との賃貸借するためです。

受理番号55号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。解約事由は別人へ所有権移転するためです。

受理番号56号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。解約事由は農地中間管理事業へ出すためです。

受理番号57号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。解約事由は借人へ所有権移転するためです。

受理番号58号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。解約事由は借人へ所有権移転するためです。

受理番号59号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。解約事由は別人へ賃貸借するためです。

受理番号60号 貸人 ○○○○ 相続人 △△△△、借人 ○○○○、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。解約事由は借人へ所有権移転するためです。

受理番号61号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。解約事由は別人と賃貸借するためです。

受理番号62号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。解約事由は貸人が自作するためです。

以上、ご審議のほうよろしくお願いたします。

議 長
全 委 員
議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問ありませんか。

なし。

ないので、議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について、議案書のとおり確認することに異議ありませんか。

全 委 員
議 長

異議なし。

異議がないので、議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について、議案書のとおりであることを確認いたしました。

次に、議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可について、を議題といたします。

それでは、受理番号89号から97号までを上程いたします。

議案の内容について、事務局より説明をお願いします。

水谷主査
議 長
水谷主査

(挙手)

水谷主査。

議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可について。下記農地について、農地法第3条第1項の許可申請があったので、その可否を求めます。

受理番号89号から97号までの計9件です。申請人及び土地の表示は記載のとおりです。筆数及び地積は、田24筆 37, 141㎡、畑3筆 1, 217㎡、計27筆 38, 358㎡です。

受理番号89号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借です。

受理番号90号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借です。

受理番号91号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

受理番号92号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、○○○○、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

受理番号93号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借です。

受理番号94号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借です。

受理番号95号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

受理番号96号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

受理番号97号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借です。

以上、ご審議のほうよろしくお願ひいたします。

議 長

この件について調査された委員は、調査結果について説明してください。
では、89号。

16番
議 長
16番

(高橋秀治委員 挙手)

高橋委員。

16番高橋です。

89号についてご説明します。

貸人の〇〇〇〇さんにお話を聞いてきました。この89号以外の〇〇さんの土地は、今回塩井地区で土地改良が行われている場所にありまして、去年とことしで工事中のところでありまして、工事終了後は、そちらの農地を土地改良の担い手に集積してもらおうということで、これを機に今回89号の場所を隣接する△△△△さんにつくっていただいて、来年度から水稻の作付をやめるというお話を聞いてきましたので、よろしくお願ひします。

議 長
7 番
議 長
7 番

では、90号。

(中根友裕委員 挙手)

中根委員。

7番中根です。

受理番号90号と97号をご説明いたします。

90号は古畑委員の案件でございまして、農事相談の折に聞いたところ、相手方の要望で賃貸借ということで、問題ないとのこととす。

次に97号、〇〇〇〇さんに電話で聞いたところ、相手方の要望で賃貸借ということで、問題ないです。よろしくお願ひします。

議 長
9 番
議 長
9 番

では、91号。

(鈴木孝一委員 挙手)

鈴木委員。

受理番号91号と92号につきまして報告させていただきます。

調査された方は遠藤委員でございまして。

91号につきましては、〇〇〇〇さんの畑が△△さんの持っている畑と隣接している関係から、相手方の要望で売買に至ったということとございまして。

92号につきましては、〇〇氏の圃場が売買によって処分された分を△△さんより代替地ということで求められたということとございまして、何ら差し支えないという遠藤委員の報告でございまして。

以上でございまして。

議 長
3 番
議 長
3 番

では、93号。

(佐藤健一委員 挙手)

佐藤委員。

3番佐藤です。

93号をご説明申し上げます。

この案件については、小関委員の担当でありまして、農事相談の折、小関委員からの説明を受けております。〇〇〇〇さんが経営を縮小して、△△△△さんにお貸しするという形で、同じ集落の中の方ということで、田んぼに

についても自宅の近くということで、特に問題ないということでもありますので、よろしく願いいたします。

議 長

では、94号。

10番

(佐久間英之委員 挙手)

議 長

佐久間委員。

10番

10番佐久間です。

94号についてご説明申し上げます。

借人の〇〇〇〇さんにお話を聞いてまいりました。先ほどの18条で、59号での解約に伴います貸借ということで、問題はありません。よろしく願いします。

議 長

95号。

4番

(高橋祐弘委員 挙手)

議 長

高橋委員。

4番

4番高橋です。

受理番号95号についてご説明申し上げます。

この案件につきましては、手塚隆委員の担当でございまして、手塚委員のお話によりますと、〇〇さん、△△さんの畑が隣接地ということで、今回〇〇さんが整理したいということで、△△さんに買ってもらうということでの売買でございます。何も問題ないと思われますので、ご審議よろしく願いします。

議 長

では、96号。

2番

(大橋久芳委員 挙手)

議 長

大橋委員。

2番

2番大橋です。

これは佐藤利夫委員の案件でございますが、農事相談の折に説明を受けましたので、ご説明申し上げます。

先ほど解約のあった案件でございまして、今まで〇〇〇〇さんがつくっていましたが、今回売買によって〇〇〇〇さんが求めるということになったようでございます。特に問題ありませんので、よろしく願いします。

議 長

それでは、受理番号89号から97号までについて、意見並びに質問ありませんか。

全 委 員

なし。

議 長

ないので、受理番号89号から97号までについて、許可することに異議ありませんか。

全 委 員

異議なし。

議 長

異議がないので、受理番号89号から97号までについて、許可すること

に決定いたしました。

次に、議第3号 事業計画変更申請について、を議題といたします。

それでは、受理番号9号を上程いたします。

議案の内容について、事務局より説明をお願いします。

渡部主事

(挙手)

議 長

渡部主事。

渡部主事

議第3号 事業計画変更申請について。下記のとおり事業計画を変更したいと申請があったので、農業委員会に付議します。

受理番号9号、許可年月日は平成24年8月6日、指令農委第18号で農地法第5条の許可を得ております。当初計画者、住所は〇〇〇〇、△△△△、代表取締役 〇〇〇〇。承継者、住所は△△△△、〇〇〇〇、代表取締役 △△△△。土地の表示、事業計画、理由等については記載のとおりです。

以上、よろしくをお願いします。

議 長

ただいまの受理番号9号について、意見並びに質問ありませんか。

全 委 員

なし。

議 長

ないので、受理番号9号については変更することを条件に承認することに異議ありませんか。

全 委 員

異議なし。

議 長

異議がないので、受理番号9号については、変更することを条件に承認することに決定いたしました。

議 長

次に、議第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明をお願いします。

渡部主事

(挙手)

議 長

渡部主事。

渡部主事

議第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について。下記農地について、農地法第5条第1項の規定による許可申請があったので、その可否を求めます。

受理番号37号、及び39号から41号の計4件です。田1筆 376㎡、畑4筆 903㎡、合計5筆 1,279㎡でございます。

受理番号37号 渡人 〇〇〇〇、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は一般住宅の建設です。こちらは1種農地(集落接続)です。

受理番号39号 渡人 〇〇〇〇、△△△△、受人 〇〇〇〇 (代) △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は建売分譲(2棟)の建設です。こちらは3種農地で、都市計画法の用途地域内です。

受理番号40号 渡人 ○○○○、受人 △△△△ (代) ○○○○、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は太陽光発電設備の設置です。こちらは第2種農地で、中山間地の小集団の農地です。

受理番号41号 渡人 ○○○○、△△△△、受人 ○○○○、△△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は共同墓地敷地の拡張です。こちらは第3種農地で、都市計画法の用途地域内です。

以上、よろしく願いいたします。

議 長

この件について調査された委員は、調査結果について説明してください。

それでは、継続案件の受理番号37号と、39号から41号を上程いたします。

では、37号。

3 番

(佐藤健一委員 挙手)

議 長

佐藤委員。

3 番

3番佐藤です。

先月の部会からの継続審議になりました37号についてご説明を申し上げます。

今回は、5条の申請ということで、農振から外れている1種農地ということでの申請でありましたけれども、継続審議の中で隣接者から話を伺いました。今回の申請地の隣接者は、転用することについては承認している状況のようであります。問題になった集落接続でありますけれども、ちょうど今回の申請地については1枚の田んぼを半分に分筆をしての申請ということでありました。特に西側のほうからの用水、田んぼを作付するための水が入ってくる場所が西側、特に現在農道があるわけですが、その隣からのかけごしでの田んぼということございまして、私が確認した当時、西側の塩井地区の土地は測量者が測量していたということでありまして、所有者については求められる〇〇さんからの要望もありまして、その場所の5条の申請を現在進めている中身であるようであります。特に道路沿いでありまして、奥の田んぼの作付をするためにはきちんと通路が確保されていないと困るわけでありまして、その境に現在農道ということで、両サイドの田んぼの所有者の土地をつぶして、管理するための道路に現在なっております。今回の申請に伴って、北側の田んぼの方には迷惑をかけないようにということで、その道路を若干拡張した中で管理できるようにすることを前提にしているということでありました。特に申請の場所の道路を挟んだ西側についても、現在貸家という状況で建物があるわけなので、田んぼを未整理ということで、私個人としては転用については問題ないというふうに判断しておりますけれども、

ども、隣接者の方についても同意されているということでございますので、なお審議方よろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長
8 番
議 長
8 番

では、39号。
(高橋信夫委員 挙手)

高橋委員。
8番高橋です。

39号、41号についてご説明申し上げます。

まず39号ですが、場所は通町4丁目地内に位置しております。12月6日に現地を確認し、渡人の〇〇さんにお会いしてお話を伺ってきました。受人の△△△△がこの土地を買い取り、建売住宅の建設を行うということです。事前着工等はありませんでした。問題ないと思われま

す。続きまして、41号は通町8丁目地内に位置しております。12月6日に現地確認をし、受人の〇〇〇〇さんにお会いしてお話を伺ってきました。この受人の△△さんと〇〇さんは共同墓地の役員をしております。この土地を△△さんから買い求め、共同墓地敷地の拡張をし、駐車場を整備するという事です。事前着工等はありませんでした。問題ないと思われま

議 長
1 7 番
議 長
1 7 番

では、40号。
(大野澤 進委員 挙手)

大野澤委員。
17番大野澤です。

受理番号40号をご説明申し上げます。

去る12月7日、渡人の〇〇氏と電話で確認しました。〇〇氏は、10年ほど前に市内に引っ越され、それ以来畑を耕作していないということで、受人の△△△△さんのほうに譲り渡し、太陽光発電設備の設置ということで、事前着工もなく、何ら問題ないと思われま

議 長
2 番
議 長
2 番

す。ただいまの継続案件の受理番号37号、受理番号39号から41号について、意見並びに質問ありませんか。

(大橋久芳委員 挙手)

大橋委員。

37号についてですが、前回からの継続案件ということで話が進んできましたが、3ブロックのほうでもかなりもめました。それで、この地図を見ていただくとわかるとおり、北側に結構な農地があるということで、まだ水路等の整備がなっていないということも考え、ここだけ進んでいくとこれからの優良農地としての確保が困難になるというような気がしま

の接続ということで考えますと、なかなかその要件は満たしていないのではないかなと私は感じました。この37号については、不許可という形のほうがよいのではないかなというような気がします。

議 長
1 8 番
議 長
1 8 番

そのほか、質問、意見等ございませんか。

(石川正義委員 挙手)

石川委員。

18番石川です。

補足説明をさせていただきますが、ちょうど申請場所の向かい、△△△△とあるところの道路を挟んだこの農道が塩井との境ということでございます。そういった意味合いで、左側が塩井、今の申請が中田、通称窪田地区という形になって、境になっているということでございます。左側のほうの住宅があるところ、〇〇さん、△△さん、これに対しては今も開発余地があるということでございますが、右側の中田地区では△△△△、△△△△、その辺までしかなくてないということで、今お話のとおり道路から北側、△△△△あたりまでが農地という形で全然何も建物は建っていない状況でございます。そういった意味合いから、当然我々のブロック会でも議論を重ねた結果、今佐藤委員、そしてまた大橋委員のお話のとおりでございますが、こういった物件は多分ほかの地区でも今後出る可能性があるであろうという関係から、我々は部会のほうに委ねると。そしてまた部会の皆さんの意見を拝聴しながら推移を見守りたいというような形に第3ブロックではなかったわけでございますので、皆さんのご意見を拝聴したいと思っております。以上です。

議 長
1 4 番
議 長
1 4 番

ただいまの石川委員からのご意見に関して、質問、意見等ございませんか。

(安部輝雄委員 挙手)

安部委員。

14番安部です。

37号の件ですが、ちょっと塩井、東町のほうに行く用があったものから、ここを通ってみました。ちょうど37号の右のほう、これは本当は田んぼのはずなんです、今豆か何かの畑になっているようです。なぜ畑になっているのかなということで、いろいろ中に入ってみたところ、水のかかるところがないと。佐藤委員がおっしゃったように、水がかけれないというような状況の場所のようです。この辺は基盤整備もやっていない、どうしてしなかったのかわからないわけですが、恐らく将来この辺は全部住宅なりなんりのことで、除外地になったのかなというふうに見てきました。以上です。

議 長
1 5 番

そのほか、ありませんか。

(伊藤精司委員 挙手)

- 議 長 伊藤委員。
- 1 5 番 1 5 番伊藤です。
- さっき佐藤委員のほうから隣接の方の意見を、許可してもいいだろうというような話をお聞きしたわけですが、そのほかに担い手というか、この辺に行って耕作している若い人の話等は聞かなかったかどうかお聞きしたいし、春作業とかで掘り上げとかそういったときに将来は基盤整備でもしたいなという話とか、そういった話はないかどうか、わかれば教えていただきたいと思います。
- 議 長 では、佐藤委員、お願いします。
- 3 番 隣接というか、この奥の場所の現在の耕作の状況でありますけれども、おむね半分近くが豆関係での転作地になっております。実際田んぼとして作付しているのは〇〇君が主体で、大半が小作、借り受けをしての作付の現状であります。特に今まで基盤整備が進まないというか、その所有者自体は田んぼの作付というか稲作そのものをやめている方が大半ということで、いずれも賃貸でほかの方に作付を任せているという現状であります。特に水路の関係も整備されていなくて、〇〇君の話ですと相当上から長い距離の水路を上げてこない、将来的には作付はできなくなるというような考えもあるようですけれども、今のところ何とか水も来ているので、一部作付をしているという現況であります。
- 1 5 番 (伊藤精司委員 挙手)
- 議 長 伊藤委員。
- 1 5 番 わかりました。そういうことで、結局生産性が低いということで、田んぼでなくて、水もかかりづらいということで転作しているんだと思います。だから、地元の委員の人が周辺の土地所有者の話聞いて、将来的にここは転用をかけて宅地なり商業地にしていくんだということであれば、私は本当はどうせするなら団地的に開発するとかして、有利に開発したほうがいいと思うんだけど、地元の方が生産性が低いということで認めていいというなら、私はいいと思います。以上です。
- 議 長 そのほか、皆さん方のほうからございませんか。
- 全 委 員 なし。
- 議 長 ないので、継続案件の受理番号37号と、受理番号39号から41号について許可することに異議ありませんか。
- 1 8 番 (石川正義委員 挙手)
- 議 長 石川委員。
- 1 8 番 18番石川です。
- このままですと許可ということになるわけなんです、農事相談の折に提

案をしたのが、まだ出ておりませんでした。今の37号でなくて37号の左側、同じ〇〇〇〇さんの田ということで、先ほども言った塩井と窪田のちようど境という関係から、左側のほうは今後塩井地区のほうで住宅の余地があるというような話でございました。そこで、何遍も話をしておりますが、ここにある農道が境でありますので、今の37号の農地の左側、これも同じ〇〇さんですので、農事相談の折にはじゃあ見ばえのよい、そしてまた区切りよくしてもらうためには、今の斜線の37号でなくて、その左側の田んぼを再度申請させてはどうかということも出ましたので、それも皆さんにご検討いただきたいと思っております。

議長 今後、この周辺において転用申請等がございましたら、許可ということをお願いしたいということでしょう、石川委員。

3番 現在地でなく、左側の空き地で申請すれば許可をします。だから、そういうふうに移してもらえないかという石川委員のお話。

18番 塩井のほうが宅地になるから、そうするとつながって申請ということになるけれども、窪田の委員としては何でこんな真ん中を申請したのかということになるから、農地で申請を許可する前に、この中間ではだめだから、左側を再度申請しろと、それでよかったらば許可するというようなことも出たものだから、再度皆さんにお示しをしたところです。

議長 場所を変えろという意味だね。

では、しばし休憩を挟んで、部会を協議会にかえて話を進めていきたいと思っております。

協 議 会

議長 継続案件の受理番号37号に関しては、皆さん方の意見を聞いて、決定しました。

受理番号39号から41号について、質問、意見等ございませんか。

全委員 なし。

議長 ないということで、継続案件の受理番号37号と受理番号39号から41号について、許可することに決定いたしました。

次に、議第5号 農用地利用集積計画について、を議題といたします。

それでは、受理番号1号から23号を上程いたします。

議案の内容について、事務局の説明をお願いします。

佐藤主査 (挙手)

議長 佐藤主査。

佐藤主査 議第5号 農用地利用集積計画について。農業経営基盤強化促進法第18

条第1項の規定により委員会に付議いたします。

本議案につきましては、受理番号1号から23号までの計23件でございます。内訳は、中間管理機構特例事業による所有権移転売買1件、中間管理事業による賃貸借権の設定が5件、相対による所有権移転売買が10件、新規の賃貸借権の設定が4件、再設定が3件でございます。この筆数、地積につきましては、田117筆 280,173.00㎡、畑6筆 5,121.00㎡、合計123筆 285,294.00㎡でございます。

受理番号1号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は農地中間管理機構特例事業（一括支払い）による売買です。

受理番号2号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による売買です。

受理番号3号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による売買です。

受理番号4号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による売買です。

受理番号5号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による売買です。

受理番号6号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による売買です。

受理番号7号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による売買です。

受理番号8号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による売買です。

受理番号9号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による売買です。

受理番号10号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による売買です。

受理番号11号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による売買です。

受理番号12号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借です。

受理番号13号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借です。

受理番号14号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借です。

受理番号15号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借です。

受理番号16号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は農地中間管理事業による賃貸借です。

受理番号17号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は農地中間管理事業による賃貸借です。

受理番号18号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は農地中間管理事業による賃貸借です。

受理番号19号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は農地中間管理事業による賃貸借です。

受理番号20号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は農地中間管理事業による賃貸借です。

受理番号21号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借の再設定です。

受理番号22号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借の再設定です。

受理番号23号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借の再設定です。

各案件とも、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

なお、相対による所有権移転売買におきまして、ごらんいただきたいんですが、「賃借料又は対価」の欄の10アール当たりの金額につきまして、約何円という記載をしているものにつきましては、議案書に記載する表現として不適切と考えますので、次回からは総額契約のものについては総額表示としたいと思います。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

議 長
全 委 員
議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問ありませんか。

なし。

ないので、受理番号1号から23号について、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに異議ありませんか。

全 委 員
議 長

異議なし。

異議がないので、受理番号1号から23号について、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに決定いたしました。

次に、議第6号 土地改良事業参加資格交替の承認について、を議題いたします。

それでは、受理番号1号から4号を上程いたします。

議案の内容について、事務局の説明をお願いします。

佐藤主査
議 長
佐藤主査

(挙手)

佐藤主査。

議第6号 土地改良事業参加資格交替の承認について。土地改良法施行規則第4条第2項において準用する同規則第2条第2項の規定により、委員会に付議いたします。

本件は、さきの農地法3条及び集積計画によるものでございます。

受理番号1号から4号までの計4件で、この筆数、地積につきましては田のみ15筆 33,635.00㎡、よって合計も同一でございます。

受理番号1号 取得者 ○○○○、喪失者 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申出の理由は集積計画による賃借権設定(期間借地)です。

受理番号2号 取得者 ○○○○、喪失者 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申出の理由は集積計画による賃借権設定(期間借地)です。

受理番号3号 取得者 ○○○○、喪失者 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申出の理由は農地法による賃借権設定(期間借地)です。

受理番号4号 取得者 ○○○○、喪失者 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申出の理由は農地法による賃借権設定(期間借地)です。

以上、ご審議よろしくをお願いします。

議 長
全 委 員
議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問ありませんか。

なし。

ないので、受理番号1号から4号について、議案書のとおり承認することに異議ありませんか。

全 委 員
議 長

異議なし。

異議がないので、受理番号1号から4号について、議案書のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議第7号 相続税の納税猶予に関する農業経営証明について、を議題といたします。

それでは、受理番号1号と2号を上程いたします。

議案の内容について、事務局の説明をお願いします。

水谷主査
議 長

(挙手)

水谷主査。

水谷主査 議第7号 相続税の納税猶予に関する農業経営証明について。農地の相続に係る相続税の納税猶予の適用の更新をするため、引き続き農業経営を行っていることの証明願があったので、農業委員会の可否を求めます。

受理番号1号、2号の計2件です。

受理番号1号 申請人 ○○○○ △△△△、被相続人 ○○○○、相続年月日 平成16年2月16日。

受理番号2号 申請人 ○○○○ △△△△、被相続人 ○○○○、相続年月日 平成13年2月17日。

以上、よろしくお願いいたします。

議長 この件について調査された委員は、調査結果について説明してください。それでは、受理番号1号と2号を上程いたします。

では、受理番号1号。

8番 (高橋信夫員 挙手)

議長 高橋委員。

8番 8番高橋です。

1号についてご説明申し上げます。

米沢市花沢町の○○○○さん。この方は田んぼも畑も全て作付しております。農業経営を行っております。問題ないと思われます。よろしくお願いいたします。

議長 では、2号。

3番 (佐藤健一委員 挙手)

議長 佐藤委員。

3番 12月3日に○○さんの自宅に出向きまして、内容を確認してまいりました。△△さんから相続された農地については、農地として活用しているということで、全筆耕作している状況でありますので、特に問題ないと判断をしますので、よろしくお願いいたします。

議長 ただいまの受理番号1号と2号について、意見並びに質問ありませんか。
全委員 なし。

議長 ないので、議第7号 相続税の納税猶予に関する農業経営証明について、証明相当とすることに異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないので、議第7号 相続税の納税猶予に関する農業経営証明について、証明相当とすることに決定いたしました。

次に、議第8号 米沢農業振興地域整備計画の変更について、を議題いたします。

議案の内容について、事務局の説明をお願いします。

渡部主事
議 長
渡部主事

(挙手)

渡部主事。

議第8号 米沢農業振興地域整備計画の変更について。米沢農業振興地域整備計画について、農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定により別紙のとおり変更するため、同法施行規則第3条の2の規定により平成28年11月28日付で米沢市長から意見を求められたので、委員会に付議いたします。

なお、変更の詳細につきましては農林課の担当からご説明いたします。

農 林 課

米沢市農林課の齋藤裕太と申します。

私のほうから、今回の除外要望の概要について説明をさせていただきます。

横長の除外要望一覧表の流れに沿ってご説明をさせていただきますので、ごらんいただければと思います。

まず、図面番号1番、笹野町の除外申請となります。地目につきましては原野、除外面積については582.27㎡となっております。農用地から白地への変更となります。除外の目的につきましては、住宅の設置、既存住宅の建てかえとなります。延べ床面積については141.60㎡、要望者は△△△△さんです。ほかの土地利用計画との関連につきましては、都市計画区域無指定となっております。農業関連事業の投資状況についてはございません。図面番号1番につきましては以上となります。

続きまして、図面番号2番、下新田の除外申請につきまして説明させていただきます。地目につきましては畑となっております。除外面積は894㎡、農用地から白地への変更となります。除外の目的は住宅等の設置、こちらも既存住宅の建てかえとなります。住宅面積は107.65㎡、車庫、物置の面積が56.62㎡となっております。要望者は〇〇〇〇さんです。ほかの土地利用計画との関連につきましては、都市計画区域無指定となっております。農業関連事業の投資状況についてはございません。図面番号2番についての説明は以上となります。

続きまして、3番、窪田町窪田の除外申請となります。地目につきましては畑となっております。除外面積が250㎡、農用地から白地への変更となります。除外の目的につきましては、住宅等の設置、こちらは申請者の息子さんの住宅を建設するための設置となります。住宅の延べ床面積につきましては133.61㎡、カーポート約33㎡となっております。要望者は〇〇〇〇さんです。ほかの土地利用計画との関連につきましては都市計画区域無指定、農業関連事業の投資状況についてはございません。3番についての説明は以上となります。

続きまして、図面番号4番、竹井の除外申請となります。地目については原野です。除外面積は11,583㎡、農用地から白地への変更となります。除外の目的については、太陽光発電設備の設置となっております。要望者は〇〇〇〇となっております。ほかの土地利用計画との関連につきましては都市計画区域無指定、農業関連事業の投資状況についてはございません。4番の説明については以上となります。

除外要望最後の5番は、大字川井、3筆の除外申請となります。地目は、1筆は畑、残りの2筆は宅地となります。除外面積につきましては626㎡、農用地から白地への変更となります。除外の目的は、駐車場の設置です。要望者は〇〇〇〇となっております。ほかの土地利用計画との関連につきましては都市計画区域無指定、農業関連事業の投資状況はございません。No.5の説明については以上となります。

続きまして、用途変更が1件来ております。

16ページに用途区分の変更一覧表がございますので、ごらんください。

大字上新田の15筆の用途区分の変更の申請となります。地目は田んぼとなります。用途変更面積が36,492㎡、農用地から農業用施設用地への変更となります。除外の目的については、牛舎等の設置です。要望者は、〇〇〇〇となっております。ほかの土地利用計画との関連につきましては都市計画区域無指定、農業関連事業の投資状況としましては、梓川地区団体圃場整備事業、米沢平野二期地区国営かんがい排水事業の該当地域となっております。

説明に関しては以上となります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議 長
全 委 員

ただいまの米沢農業振興地域整備計画の変更について、質問ありませんか。
なし。

議 長

ないので、議第8号 米沢農業振興地域整備計画の変更について、異議ありませんか。

全 委 員

異議なし。

議 長

異議がないので、当該計画の変更に関する異議がなかったことを米沢市長に回答することに決定いたしました。

次に、議第9号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）について、を議題といたします。議案の内容について、事務局から説明をお願いします。

渡部主事

(挙手)

議 長

渡部主事。

渡部主事

議第9号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）について。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定により、別紙の

マッチング案に基づいて農用地利用配分計画（案）を作成するため、平成28年12月5日付で米沢市長から意見を求められたので委員会に付議いたします。

次のページをごらんください。

18ページから19ページにかけてがマッチング案でございます。前回の農地部会で見えていただいたものと若干の修正がございますので、確認いただきたいと思います。よろしくお願いたします。

議 長
全 委 員
議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問ありませんか。

なし。

ないので、議第9号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）について、異議がなかったことを米沢市長に回答することに異議ありませんか。

全 委 員
議 長

異議なし。

異議がないので、議第9号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）について、異議がなかったことを米沢市長に回答することに決定いたしました。

以上で本日提案いたしました議案について全て審議終了しましたが、ほかに何かありませんか。

全 委 員
議 長

なし。

ないようですので、これで第29回農地部会を閉会いたします。
大変ご苦労さまでした。

閉 会 午後4時50分

以上、会議の顛末を記載し、相違ないことを認め、ここに署名する。

平成28年12月9日（金）

米沢市農業委員会

農地部会長

議事録署名委員

議事録署名委員
